

川西町社協だより

245号

令和元年 11月1日 発行

主な内容

- 赤い羽根共同募金運動が始まりました …… 1
- 共同募金の仕組みについて …… 2
- 事業のご報告 …… 3
- 福祉サービス利用援助事業のご案内 …… 4

編集・発行

社会福祉法人 川西町社会福祉協議会

〒636-0206 川西町吐田94「ぬくもりの郷」内

電話 0745-43-3939 FAX 0745-43-3938

川西町共同募金委員会より

令和元年度 赤い羽根共同募金運動が はじまりました



10月1日(火)より全国一斉に「じぶんの町を良くするしくみ」をキャッチフレーズに赤い羽根共同募金運動がスタートしました。

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域での助け合いを基調とする共同募金は、地域福祉の推進に欠くことのできない運動となっています。

川西町内でご協力いただいた募金は、ふれあいサロン活動や町内のボランティア活動、福祉団体に対しての助成や社会福祉協議会の実施する地域福祉推進に関する事業に活用する計画となっております。

今後とも、住民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

街頭募金で集まった寄付金額

15,525円

募金活動にご協力いただいたすべての
みなさまに厚くお礼申し上げます。

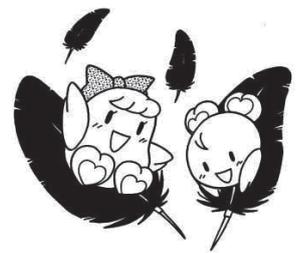


近鉄結崎駅前の街頭募金活動(10月1日実施)

この広報誌「社協だより」は善意銀行運営事業寄付金を財源として発行しております。



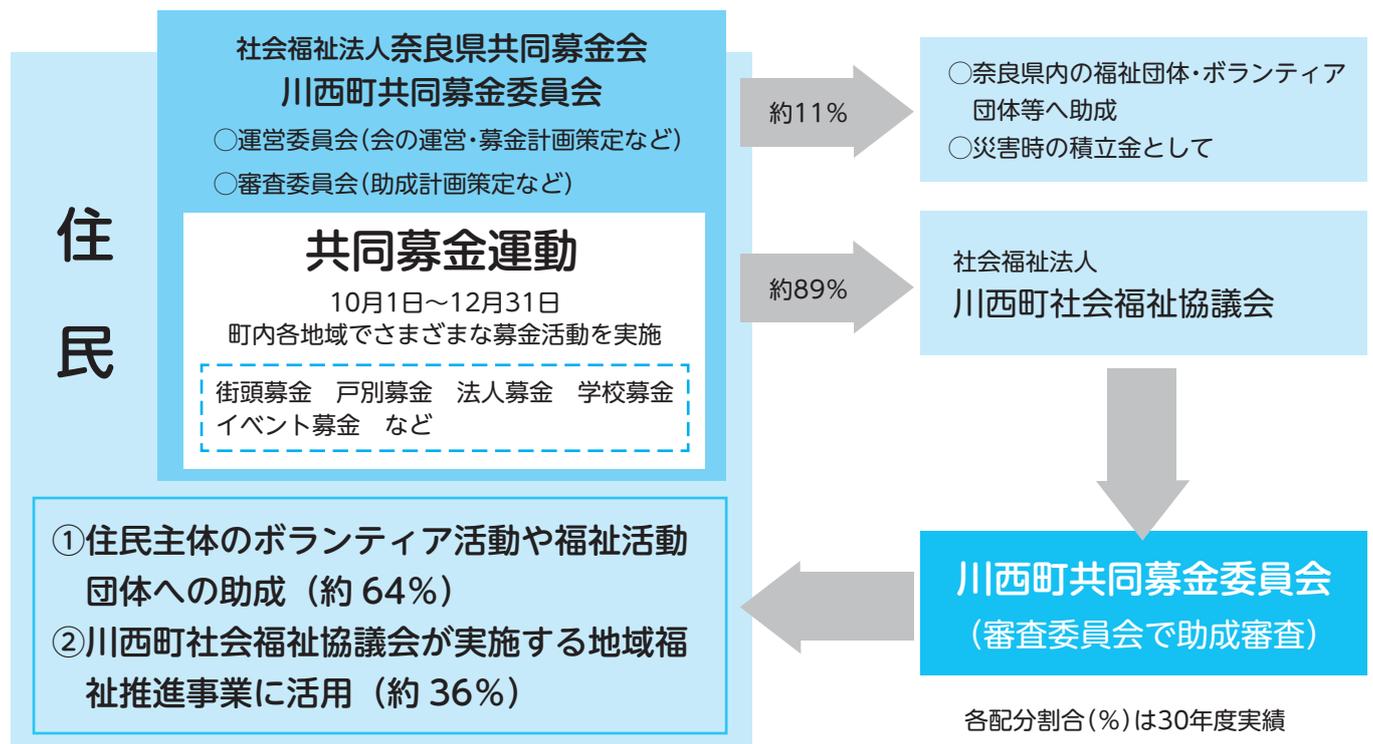
川西町における 共同募金のしくみ



**赤い羽根共同募金は
身近なところで役立てられる
「地域の福祉を良くするための募金」です。**

共同募金は都道府県単位でおこなわれ、奈良県では奈良県共同募金会が主体となって運動が展開されます。

川西町では、奈良県共同募金会の市町村組織である「川西町共同募金委員会」が「赤い羽根共同募金」の寄付金を集めています。集められた寄付金の多くは、川西町社会福祉協議会へ配分され、配分金は川西町共同募金委員会の審査を経て、川西町内のふれあいサロン活動やボランティア団体への助成金など、さまざまな地域福祉活動に役立てられています。



※1 「川西町共同募金委員会」の事務局は、川西町社会福祉協議会内に置かれています。

※2 大規模災害が起こった際に、災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われます。

※3 さまざまな募金活動

街頭募金: 駅前など人の集まる場所で募金を呼びかける。

学校募金: 学校において児童・生徒に募金を呼びかける。

職域募金: 企業等の従業員の方に職場での募金を依頼する。

法人募金: 企業を訪問して寄付を依頼する。

個別募金: 地域の各家庭に募金を呼びかける。

イベント募金: イベントにおいて募金を呼びかける。

歳末たすけあい募金のお願い

歳末たすけあい募金は、共同募金運動の一環として、12月1日から12月31日までの1ヶ月間、地域の福祉ニーズに応じ、歳末の時期に重点的におこなう募金活動です。川西町では、婦人会と社会福祉協議会が民生児童委員協議会のご協力を得て、75歳以上のひとり暮らしの高齢者及び85歳以上の高齢者世帯の安否確認を兼ねてお弁当を配る「ふれあい弁当事業」や、85歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に新しい年を気持ちよく迎えられるよう支援する「歳末たすけあい大掃除支援事業」を中心に、町内のさまざまな福祉活動に配分される計画となっております。

つきましては、今年も皆さまのあたたかいご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

川西町共同募金委員会 会長 上原大洋



「共同募金ふれあいのつどい」へのご参加、 ありがとうございました！

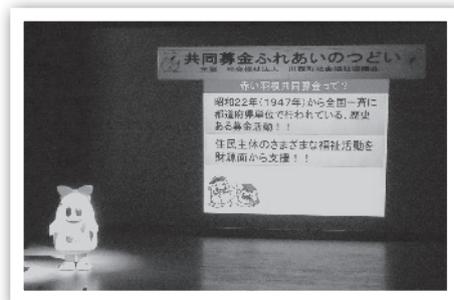
去る、10月5日(土)川西文化会館コスモスホールにて開催されました「第7回共同募金ふれあいのつどい」に多くの住民の皆さまにご来場いただきました。

幅広い世代の方々の参加があり、共同募金へのご理解を深めていただくよい機会になったのではないかと思います。

また、当日は募金箱を設置しましたところ、多くのご協力を賜りました。ありがとうございました。

募金額

5,335円



「高齢者介護者のつどい」を開催いたしました。

去る、10月17日(木)川西町福祉施設ぬくもりの郷にて、在宅で高齢者の介護をされている方の心身のリフレッシュと介護者同士の交流を目的に、「高齢者介護者のつどい」を開催いたしました。

参加いただいた在宅介護者より、日ごろから感じている介護に対する想いや苦勞が話され、また、助言者として参加いただいた、認知症の人と家族の会奈良県支部の方からは、在宅介護に関する貴重なお話をうかがえました。



福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）のご案内 ～住み慣れた地域で安心して生活できるようお手伝いします～

高齢者や知的障害、精神障害のある方などで、自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用するための契約や利用料等を支払いする際に、自分で判断することに不安のある方を対象に、生活支援員が訪問し、安心して生活できるようお手伝いさせていただきます。

福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスを利用したり、利用をやめたりするときの相談のお手伝いをします。
(本人に代わって施設入所などの契約を決定することや、保証人になることはできません。)

ふだんの生活に必要なお金の管理

- 福祉サービスの利用料や医療費、公共料金などの支払いや確認のお手伝いをします。
- 生活費を預貯金から払い戻したり預けたりするときに同行したり、代行したりします。

ふだんの生活に必要な手続きの支援

- 家に届く郵便物や通知物を一緒に確認します。
- 役場や福祉サービス事業所などの必要な手続きをお手伝いします。

書類や通帳・印鑑の預かりなど

- 上記のサービス内容に付随して通帳や印鑑、書類などの管理をお手伝いします。
(現金や不動産などは預かることはできません。)



利用するには奈良県社会福祉協議会と川西町社会福祉協議会との契約が必要になります。また、利用にあたっては、1時間当たり1,000円の利用料と、お手伝いに伺う生活支援員の交通費300円が必要です。なお生活保護を受給している方は無料です。詳しくは川西町社会福祉協議会までご相談ください。

お問い合わせ：川西町社会福祉協議会(担当 徳山・米田) TEL 0745-43-3939 FAX 0745-43-3938

『11月11日』は『介護の日』です

11月11日は、介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日と定められています。

12月3日～12月9日は、障害者週間です

毎年12月3日～9日は「障害者週間」です。広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることができるように運動を展開する期間とすることになっています。

